

貿易関係証明申請者登録 Q&A

【Q1】 貿易関係証明申請者登録は、商工会議所の会員のみ可能ですか。

→会員・非会員問わず、登録を行うことができます。

ただし、手数料が異なり、会員は無料、非会員は 5,500 円頂いております。

【Q2】 貿易関係証明申請者登録は、法人格をもっていない事業者、個人事業者や任意団体でも可能ですか。

→可能です。ただし、貿易関係証明申請者登録に際して必要な書類が異なりますので、HP 上にご覧いただけます「貿易関係証明 企業登録方法 (PDF)」をご参照ください。

【Q3】 他の商工会議所に貿易関係証明申請者登録をしておりますが、福岡商工会議所では登録することなく貿易関係証明書の発給を受けられますか。

→改めて福岡商工会議所でご登録して頂く必要があります。

【Q4】 福岡商工会議所で会員登録をしておりますが、貿易関係証明申請者登録をする必要がありますか。

→会員・非会員を問わず、貿易関係証明申請に際し、貿易関係証明申請者登録は必要です。

【Q5】 貿易関係証明申請者登録の際に登録する署名者（サイナー）は、1 社あたり何人でも可能ですか。

→可能です。貴社所属の方を、複数名ご登録することをお勧めします。

【Q6】 署名者（サイナー）が外国人の場合に限り、「英語」と「母国語」での 2 種類の登録が可能ですか。

→署名の登録は、国籍に関わらず、お 1 人 1 種類のみとなっております。

【Q7】 会社の代表者が変わった場合は、署名者（サイナー）の登録を全員分再登録する必要がありますか。

→再登録の必要はありません。したがって、代表者の変更手続きのみ行って頂ければ、継続して署名者のサインを使用することができます。

【Q8】 典拠インボイス及び原産地証明書にサインする者の署名が、福岡商工会議所に登録された者の署名ではないですが、申請は可能ですか。

→典拠インボイス及び原産地証明書の署名は、福岡商工会議所の登録された者の署名でなければなりません。

貿易関係証明申請者登録 Q&A

【Q9】 貿易関係証明申請者登録はどれくらい有効ですか。

→登録日から2年間有効です。

【Q10】 署名者（サイナー）の追加は可能ですか。

→貿易関係証明申請者登録の有効期間内（2年間）であれば、いつでも可能です。希望の場合は、下記連絡先までお問い合わせください。

【Q11】 追加で登録された署名者のサインも2年間有効ですか。

→追加で登録された署名者のサインは、貿易関係証明申請者登録の有効期間内でのみ有効です。